

見附市告示第48号

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市地域ふるさとづくり活動交付金交付要綱（平成19年見附市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イ中「1,500円」、「一」及び「20,000円」を削り、「合計額」の次に「とし、算定基準は別に定める」を加え、同号中エを削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「については、第1項第3号」を削り、「人件費を除いて」を「第1項第1号活動費及び同項第2号ア地区青少年育成会補助金」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。